

# エコ・パテントコモンズ<sup>1</sup>

## Eco-Patent Commons



上野 剛 史\*  
Takeshi UENO

**抄録** 2008年に設立されたエコ・パテントコモンズは、持続可能な開発を支援するために環境関連特許を開放することを通じて、企業が社会に貢献する絶好の機会を提供するものである。本稿では、エコ・パテントコモンズの概要や背景、関連する法的問題などについて議論する。

### 1. 緒言

環境問題の解決に向けて環境技術の果たす役割が極めて高いことはいまでもなく、また、多様な技術が集積して構築されている環境技術を進展させるためには、様々な分野の専門家が協業して技術の発展に取り組むことが不可欠である。協業を促進するために、産官学が連携してのさまざまな取り組みも行われている。

環境技術における研究開発への投資を保護するためにも知的財産は重要な役割を果たすが、一方で、特許権は独占排他権であるがゆえにたとえ1件の特許であったとしても多数の技術からなる環境技術の普及を抑制する可能性もあり、南北問題も絡んで環境問題と知的財産は緊張関係にあるとも指摘されるところである。環境技術において協業を促進するために具体的に実行できることはなにか、そのような問題意識の下で、特許権者の自発的な活動であるエコ・パテントコモンズが2008年に設立され、その後参加企業の数も徐々に増え、

活発な活動が続けられている。

エコ・パテントコモンズは、特許のメカニズムからいえば特許を放棄することや一般的なパテントプールとは異なるものであるが、必ずしも正しく理解がされていない場合もあるように思われる。本稿では、環境問題解決に向けての産業界におけるグローバルな取り組みであるエコ・パテントコモンズについて、その仕組みを含めて概要を紹介し、環境分野におけるイノベーション促進においてどのような貢献をすることができるものであるのかの理解の一助となり、関心のある企業がエコ・パテントコモンズへの参加を前向きに検討する機会となることを望むものである。

### 2. IBM の環境問題に対する取り組み

IBM は、1971年に社会に対するコミットメント

\* 日本アイ・ビー・エム株式会社  
理事・知的財産部長  
Senior Counsel, IP Law, IBM Japan

として世界共通の環境ポリシーを制定し、あらゆる事業活動において環境保護のリーダーシップを積極的に追求している。環境ポリシーは、事業活動における環境負荷とリスクの低減、環境における社会貢献、そして環境の情報開示についての理念が明文化されている。また、このポリシーを単なるスローガンではなく、確実に実践するため事業活動・製品・サービスについての環境管理規定や基準を文書化し、世界共通の環境マネジメント・システムで運用することにより、国が異なっても一貫した環境への対応を行っている。さらに、1997年にグローバル企業としては初めて ISO 14001 統合認証を取得し、環境対応の一貫性と透明性を担保している。

また、IBM は一昨年来、地球規模の課題を情報技術の活用により解決し、地球全体をより賢くする「Smarter Planet」というビジョンを提唱している。その中で、IT の活用により企業活動による環境負荷の低減、安全で再生可能なエネルギーの利用、水や燃料資源の保護などが促進できると考えており、エネルギー効率化テクノロジー、サステイナブルなビジネス、先進的な社会基盤を IT で支援し、よりスマートで持続可能な社会の実現に貢献しようと取り組んでいる。更に IT の活用だけでなく、経済や社会、環境を世界の複合的な「システム」としてとらえることにより、政府機関、コミュニティ、企業及び個人が新しい形で協調する道を切り開く支援も行っている。

このように IBM は、自社の事業活動における環境リーダーシップに加え、社会との協働の促進と、技術的なイノベーションを通じて地球環境問題に対して積極的な取り組みを展開している<sup>2</sup>。

### 3. エコ・パテントコモنزの設立経緯とビジョンについて

パテントコモنزのアイデアは、IBM のグローバル・イノベーション・アウトルック (GIO) という、今日の重要課題について有識者が議論する場で提唱されたものである。<sup>3</sup>

2004年初頭に、それまで IBM が例年行っているテクノロジーやビジネスに関する予測プロセスを世界に公開する試みとして、第1回 GIO を開催した。GIO は、イノベーションの本質そのものが 21 世紀はじめに変化した、との考えに根ざしている。すなわち、イノベーションは、①グローバル、②複合領域的、③協業的、④オープン、という4つの特徴を有するようになってきている、というものである。

最高のイノベーションは、さまざまな人々が共通の問題の解決に向けて協力することから生まれている。新たな市場を生み出し、従来の市場を再定義し、世界をよりよい方向に変えるような、まさに革新的なイノベーションを起こすには、グローバル規模のコラボレーションが必要である。その点を踏まえて GIO では、産業界、政府、大学、非営利団体などから世界最高レベルの頭脳を結集することによって、地球上でもっとも困難な課題に協調して取り組み、ビジネスや社会を変革するきっかけをつかもうとしている。

2004年以降、IBM は数々の GIO を開催し、ここでは、世界が抱える3つの課題について議論がされてきた。2005年、2006年に開催された GIO2.0 では、未来の企業、交通、環境の3つのテーマについて議論がされ、環境に関する議論のなかで出されてきたのが、エコ・パテントコモنزという考え方であった。特許権者が、環境保全に資する特許を誰もが無償で活用することのできる「コモنز」に提供するという考えである。

エコ・パテントコモンズを具体化するにおいて、環境問題に関心の高いいくつかの企業と、環境分野において大きな役割を果たしている非営利団体が一緒になって、エコ・パテントコモンズの枠組みとビジョンを作り上げていくこととなった。非営利団体として、持続可能な開発のための世界経済人会議（World Business Council for Sustainable Development：WBCSD）<sup>4</sup>とパートナーを組むこととなったのは自然な選択であった。WBCSDは、持続可能な発展に向けた変革のきっかけをもたらすべく産業界のリーダーシップをとることをミッションとして掲げ、4つの重点分野として、(1) エネルギーと気候、(2) 企業の役割、(3) 開発、(4) 生態系、を掲げているからである。

環境関連特許を有し、かつ、環境問題に対して高い関心をもつ、ソニー、ピツニーボウズ、ノキア、IBMの4社が、エコ・パテントコモンズを設立し、WBCSDと一緒にエコ・パテントコモンズの仕組みとルールを決めるために会合を行い、WBCSDはエコ・パテントコモンズを主催することになった。

エコ・パテントコモンズを構築し、発展させていく過程のなかで、2つの異なるグループを結びつけることが必要であると認識されるようになってきた。それは、エコ・パテントコモンズの考え方に極めて協力的な環境部門と、この考え方に対して様々な疑問を持つ企業の知的財産部門である。

## 4. エコ・パテントコモンズについて

### (1) 概要

エコ・パテントコモンズは、環境保全のために既存技術の活用を容易にし、新しいイノベーションを醸成する企業間の協業を促進するために、2008年1月に設立されたものである。エコ・パテントコモンズに提供された特許について広く第三

者が無償で実施できるようにすることによって、世界中の企業に対して、持続可能な開発を支援しうるイノベーションを共有し環境に対して有益な活動を行う機会を提供するものである。

### (2) WBCSDによるエコ・パテントコモンズの運営

エコ・パテントコモンズは、WBCSDが主催している。エコ・パテントコモンズに開放された特許は、WBCSDによって運営されているウェブサイト<sup>5</sup>に一覧として掲載されている。エコ・パテントコモンズ運営のための組織は、事務作業、ウェブサイト管理、参加希望企業向けの連絡窓口といった業務を行うための最小限の構成となっており、会員費は現在無料である。

### (3) 会員企業

2008年1月設立の際には、IBM、ノキア、ピツニーボウズ、ソニーの4社が参加した。同年9月には、ボッシュ、デュポン、ゼロックスが新たに参加するとともに、ソニーが特許を追加提供した。2009年3月には、リコーと大成建設が新たに参加するとともに、デュポンが特許を追加提供した。2009年10月にはダウ・ケミカルと富士ゼロックスが新たに参加するとともに、(米国)ゼロックスが特許を追加提供した。2010年7月には、ヒューレット・パカードが新たに参加した。

### (4) エコ・パテントコモンズの対象となる特許

エコ・パテントコモンズにおいては、地球の環境および生態系を直接的にもしくは間接的に改善または保護する特許が開放の対象となる。具体的には、省エネルギーまたはエネルギー効率化、汚染防止（汚染源の削減、廃棄物の削減）、環境に

配慮した材料もしくは物質の使用，水もしくは材料使用の削減，リサイクル機会の拡大といった技術に関する特許が対象となろう。

エコ・パテントコモンズに開放することのできる特許の範囲は特許分類に基づき判断され，国際特許分類（IPC）に基づいて分類を選択しまとめた，エコ・パテントコモンズ分類表が発行されている。環境にプラスの効果をもたらす，主分類がエコ・パテントコモンズ分類表に含まれている分類である場合には，エコ・パテントコモンズに含めることができる。分類表に含まれていない分類の特許が出てきた場合でも，その分類が分類表に追加されることはあり得るが，その場合，特許は環境にプラスの効果をもたらすものであることが必要となる。以上のような IPC 分類によるアプローチを取ることによって，環境保護に有益な特許がコモンズに提供されることを意図している。

現在，計 100 件を超える特許が提供されている。なお，エコ・パテントコモンズに会員企業として参加するには特許を少なくとも 1 件提供すれば足り，WBCSD のメンバーになる必要はない。

なお，WBCSD によれば，すでに少なくとも 3 件の開放特許が第三者によって活用されている。たとえばエール大学は，IBM が開放した特許のうち 1 件を活用し，量子コンピューティング・デバイスに関する研究で使われている有害物質を含む現像液を，環境保全に適したアルコールと水の溶液に置き換えている。

#### (5) 特許権者による開放特許の選定

どの特許をエコ・パテントコモンズに開放するかは，各企業の判断・裁量にゆだねられている。エコ・パテントコモンズは，企業に対してすべての環境関連特許の提供を呼びかけるわけでもなく，企業の「虎の子」の特許の提供を求めて

いるわけではない。企業がビジネスで優位性を保つために，特許を排他的に用いる，または，研究投資の一部を回収し研究投資を行わなかった企業との競争条件の公平性を保つためにライセンスをすることによって，特許の価値を実現していくことは重要である。

一方で，様々な業界の主な特許権保有企業はある程度の価値を有する環境関連特許を保有しており，それらの企業がコモンズに特許を提供することによって世の中に与える価値が少額のライセンス収入よりも高い価値を生み出す場合もありえよう。

たとえば，時の経過に伴い，特許が自社戦略における中核からは外れ，特許の優位性が必ずしも大きなものでなくなったが，それでも防御的な目的で保持しつづける特許もでてくる。そのような場合には，技術がより広く世の中で使われるようにすることで，地球環境問題に対して貢献しビジネス上の機会を広げるときには，防御的な機能は保持した上で特許を開放するというのも合理的な選択肢となる。

#### (6) エコ・パテントコモンズへの特許開放がもたらす価値

そもそも，企業にとって，エコ・パテントコモンズへの参加は，CSR なのかビジネスチャンスなのか，どちらであろうか。答えは，その両方である。これが CSR であることは直感的に理解されようが，決して CSR にとどまるものではない。エコ・パテントコモンズの設立により，会員企業も非会員企業も開放された特許に対して自由にアクセスできるようになり，さらなるイノベーション実現に向けての機会を得ることができ，また，同様の関心をもつ企業とのビジネス関係を構築することができるようになる。

## (ア) 第三者にとってのメリット

第三者にとっては、開放された特許技術を用いることで、環境負荷をさけることができ、また、新たなイノベーションを作り出すことが可能になる。

## (イ) 会員企業（特許権者）にとってのメリット

会員企業にとってのメリットは、様々なものがあるが、いずれの場合も、特許を社内で囲い込む、ライセンス収入を得る、または十分に活用されないまま放置するよりは、開放することで特許がより活用されることにメリットを見いだす場合に、企業はエコ・パテントコモンズに特許を提供する。次のようなメリットが挙げられる。

- ①持続可能な開発に向け主導的役割を發揮して貢献する企業として、世界的認知を得られる。
- ②イノベーションを共有するための効果的な方法とでき、さらなるイノベーションを生み出す触媒としての役割を果たし、協業を通じての新たなビジネスチャンスを追うことができる。
- ③会員企業の描く将来ビジョンや技術が、多くの企業によって利用され業界の中で広まることを容易にする。

なお、エコ・パテントコモンズは、ビジネス活動の自由を与える、という点で、クロスライセンスに類似する点もあると考えられる。伝統的なクロスライセンスは、企業同士がお互いに相手に対して“ビジネス活動の自由”を与えるものである。クロスライセンスにおいては、ライセンス当事者同士がお互いに自社の特許を相手方に利用可能としあうことによって、ひとつの製品を製造し販売することができるようになり、両者はビジネスを展開することが可能となっている。コモンズにおいては、会員企業同士がお互いに自社の特許を相手方（および広く第三者）に利用可能としあうこ

とによって、環境保全に資する技術を世の中に広めることができるようになり、両者は様々な機会を広げることが可能となっている。

エコ・パテントコモンズへの特許の提供により、新たな特許の価値を引き出すことが可能となる。各企業において定期的に開放の可否について検討することが望まれる。

## (7) エコ・パテントコモンズに提供されている特許の例

IBM が提供している特許の例としては、たとえば次のような特許がある。

生（物）分解性のダンボール製の衝撃吸収梱包材に関する特許で、軽量、リサイクル可能、発泡材より製造や運搬の燃料が少ない、というメリットがある。製品の大きさに関わらず多くの産業界で利用可能である。IBM にとっては、このような技術が世の中で広く使われることによって、コンピュータ・チップなどの精密部品搬送に用いる梱包材として安価で信頼性の高いものが入手できるようになることが期待できる。

表面洗浄を液体の溶剤を用いる方式からオゾンガスに転換したプロセスの特許で、有機溶剤の取り扱いが不要となり有害廃棄物の削減を削減できる。TV スクリーン、カメラ、メガネ、コンタクトレンズの生産で利用が可能な技術である。

ノキアからは、使用済み携帯電話の部品を時計、電卓、携帯端末、リモコンへ利用するための特許が提供されている。ソニーからはデジタル時代の情報記録媒体として広く普及している光ディスクから色素成分や反射膜の金属を回収するリサイクル技術に関する特許等が提供されている。ピツニーボウズからは、インク・ジェットプリンターのメンテナンスを運転履歴に基づき実施する特許等が提供されている。ボッシュからは燃料注入シ

ステムや粒子フィルター製造などの自動車内部のエネルギーおよびエンジン管理の用途などの自動車技術関連の特許，デュポンからは特定の酵素を使って一部のリサイクルが不可能なプラスチックを肥料に変えるという廃棄物削減技術に関する特許等，ゼロックスからは汚染された土壌・地下水の浄化の時間短縮を可能とする特許，リコーからは画像形成装置に使用される着脱式カートリッジの廃棄量を効果的に減らす技術に関する特許，大成建設からは水辺の開発時に特殊なブロックを設置して水質を向上させる技術に関する特許等，ダウ・ケミカルからは製造プロセスの過程でエネルギー消費および材料消費を削減することによってより効率的なオレフィンの製造を可能にする技術に関する特許，富士ゼロックスからは廃水を効果的に処理する方法に関する特許，ヒューレット・パカードからは消費者が自分で使用済み電池を新しいものに交換することを促進する便利な自己完結式のバッテリー・リサイクリング・ステーションに関する特許等が開放されている。

## 5. エコ・パテントコモنزの制度設計上の考慮点

### (1) エコ・パテントコモنزと特許放棄

上述のように，エコ・パテントコモنزに提供された特許は誰でも利用することができるわけであるが，単に特許を利用可能にするためだけであれば特許を放棄することもできるであろう。しかし，特許維持費用を払い有効な特許を保有したうえで，エコ・パテントコモنزに対して特許を開放することにより，特許権者として次のようなメリットを享受しうる。

#### (ア) 目的・実施態様制限

環境保護に有益となるような形で特許が用いら

れる場合のみこの権利不行使宣言が適用される。ある技術が環境保護に資する態様でも環境破壊につながる態様でも使用できる場合，環境破壊につながる態様での実施に対しては権利不行使宣言が適用されない。すなわち，特許発明を実施するための技術が複数ある場合に，特定の目的・実施態様での技術だけを世の中に普及させることを意図して，特許を活用するものである<sup>6</sup>。

#### (イ) 防御的終了 (Defensive Termination) 条項

特許を開放した権利者に対して他社が特許権侵害訴訟を提起した場合に，権利者が防御的終了条項に基づいて，権利不行使の宣言を終了させることができる。防御的終了条項は，ライセンス契約<sup>7</sup>や権利不行使契約において使われることのある規定であり，本規定に基づくとき，典型的には他社が特許やその他の知的財産を用いて特許権者に攻撃を仕掛けてきた場合など，所定の条件を満たした場合に，そのような他社に対してだけは，特許権者がこれまで認めてきたものを取り消すことができる。

エコ・パテントコモنزにおいては，第1の防御的終了は第三者（非開放者）に，第2の防護的終了は特許開放した他の特許権者に対して適用される。まず，第三者が開放特許権者に対して特許権を行使してきた場合，開放特許権者は権利不行使宣言を終了させることができる。ある開放特許権者が他の開放特許権者に対して権利行使をしてきた場合，権利行使を受けた他の開放特許権者は，権利行使に用いられた特許権の主分類がエコ・パテントコモنز分類表に含まれている場合にのみ，権利不行使宣言を終了できる。一方，権利行使に用いられた特許権がコモنزの範囲外である（つまり，主分類がエコ・パテントコモنز分類表に含まれていない）場合には，権利行使をしてきた

開放特許権者に対して、防御的終了条項を適用することはできず、これにより、両者はともにエコ・パテントコモンズの中において活動を継続していくことができる。これにより、エコ・パテントコモンズに対して貢献しようとする者に対して合理的なメリットを提供することができる。

なお、開放された特許が放棄されるか何らかの理由で権利行使不能となった場合には、特許権者はエコ・パテントコモンズに対して文書で通知し、その特許は特許リストから削除される。

## (2) 権利不行使宣言

エコ・パテントコモンズでは、権利不行使「宣言」という、法律上の効果を自動的に生じさせることを意図する方式を採用している。特許技術を利用する者はライセンス許諾を要請する必要もなく、特許権者もライセンス交渉し契約を締結する必要もない。このような不行使宣言という方法により特許技術の利用を可能とすることで、特許権者および実施者の便宜を図っているものである。また、不行使宣言を、（所定の防御的終了条項に服することを条件としての）「取り消し不能」とすることで、権利者も実施者も不行使宣言の範囲を正しく把握することができる。

また、「権利不行使」宣言という、ロイヤルティ・フリーの扱いとしている。標準の分野においてこのロイヤルティ・フリーは採用されることがある。たとえば、インターネットやソフトウェア相互運用性に関する標準においては、ロイヤルティ・フリーでの特許ライセンスにより市場の拡大と業界の成長が推進されることは多くの企業が認識するところである<sup>8</sup>。また、権利不行使宣言はソフトウェア標準との関係で行われてきている。

コモンズにおいて、環境保全を推進し、環境分野における取り組みを通じての新たな技術の進展

と専門性の向上を図り、協業を通じての相乗効果により環境問題に対しての解決策を講じる、という点は、同様の特許開放<sup>9</sup>が行われているオープンな標準などと共通するといつてよい。

## (3) 権利不行使宣言の相手方

エコ・パテントコモンズにおける権利不行使宣言は、あら第三者に対して無償でなされるものである。いわゆるパテント・プールがしばしば用いるスキームである、特許をそのプールに入れて特許を開放した者にだけそのプールされた特許を無償で使えるようにしようというアプローチも、エコ・パテントコモンズ設立の際には検討された。

しかしながら、エコ・パテントコモンズでは、環境保護に資する技術を最も広く世の中に提供するために、このようなパテントプールのアプローチは採用されなかった。また、エコ・パテントコモンズのオープンなアプローチは、他の法的な問題を回避しうるであろうことも考慮された。

## (4) 特許以外をエコ・パテントコモンズの対象とするか

エコ・パテントコモンズ設立に向けて、特許以外のもの（ノウハウ・著作権や権利の消滅した特許技術も含めて）についてもコモンズの対象とすべきか、ということが議論されたが、コモンズの対象とはされなかった。トレード・シークレットや帰属の問題を生じる可能性、特許ほどには体系的な分類がなされていない、産業上の利用性があるとは限らない、いわゆる当業者が実施できる程度に記載がされているとは限らない、などの点を考慮したものである。

## 6. エコ・パテントコモンズ関連資料

エコ・パテントコモンズに関するパンフレット<sup>10</sup>、Q&A<sup>11</sup>（日本語あり<sup>12</sup>）、権利不行使宣言文言など

が、WBCSD のウェブサイト (www.wbcd.org) のホームページから、Initiatives - Eco-Patent Commons をクリックすることで入手できる。

エコ・パテントコモンズ基本原則<sup>13</sup>においては、特許をコモンズに提供するための手続き、権利不行使宣言の諸条件、コモンズや他社商標の使用に関するルール、免責条項などが規定されている。本稿本文、および Q&A で言及されていない項目などを抜粋して、エコ・パテントコモンズ基本原則の抜粋 (日本語仮訳) を本稿添付 1 に記した。

## 7. 結語

イノベーションの促進において、単に技術を囲い込むプロプライエタリなイノベーションだけでなく、オープンなイノベーションの重要性がしばしば指摘されるようになってきている。プロプライエタリとオープンとのバランス、競争と協調のバランスをとることは、ビジネス戦略上も重要となってきている。グローバルな問題を解決し、また、環境技術に関しての協調領域でのイノベーションを促進してビジネス上の優位性を追及するためにも、エコ・パテントコモンズのような活動は、今後ますます重要になってくるであろう。エコ・パテントコモンズの活動への参加メンバーが増え、環境問題に対する取り組みがより一層活発になることを望むものである。

### 添付 1

Eco-Patent Commons (TM) Ground Rules エコ・パテントコモンズ 基本原則抜粋 (仮訳<sup>14</sup>)

- ・理事会とコモンズ会員は、ここにすべてのコモンズ会員に対して、コモンズへの会員資格を表示するためにのみエコ・パテントコモンズの標章を用いることを許諾する。錯誤回避のために詳述すると、コモンズ会員はいかなる製品・サー

ビスとの関係でもエコ・パテントコモンズ標章を用いてはならない。コモンズ会員はエコ・パテントコモンズ標章の有効性について争わないことに同意する。コモンズ会員とコモンズは、コモンズのウェブサイト掲載やそれとは同種の使用のため、コモンズ会員のロゴをコモンズが用いることについての合理的な取り決めの交渉するものとする。このパッケージは、コモンズ会員が他のコモンズ会員の標章を使用することを認めるものではない。

- ・入会は自発的なものであり、会員がどの特許を提供するかは各会員の裁量である。
- ・承認を受けて特許リストに含まれた特許は、当該特許について権利行使ができなくなったことを理由にリストから削除される場合を除いて、特許リストからは除去することができない。IPC 分類の番号振りなおしや、(理事会の決定をもって) 当該 IPC 分類が環境保全に資する発明、製品、サービスに相応しい分類とはいえないとの見直しがなされた場合にのみ、その IPC 分類は特許分類リストから削除することができる。IPC を削除されたとしてもそれまでにリストに含まれた特許にはなんら影響を与えない。
- ・開放された特許の特許維持費の支払いは、特許権者自身の裁量である。開放された特許が消滅その他の理由により権利行使できないものとなった場合、特許権者はコモンズに対して文書で通知しなければならず、それにより特許リスト (および該当する場合には会員企業リスト) から削除される。
- ・理事会および会員企業は、この基本原則および特許不行使宣言の文言が、米国の連邦法およびニューヨーク州法に従って解釈されることを意図している。基本原則および権利不行使宣言に規定されている諸条件のいずれかが政府機関に

よって適用される法律に不順守であるとされた場合には、この意図を維持し、法令順守を達成し、公約を果たすことができるよう、必要に応じて修正される。

- コモンズに参加する当事者において発生した費用は各当事者が負担する。
- 基本原則は、理事会メンバーの全議決権の3分の2以上の賛成でもって修正される。修正は文書によってなされコモンズのウェブサイトに掲載される。
- WBCSD と各特許不行使宣言者は他の権利不行使宣言者による作為・不作為から生ずる第三者からの請求に対して責任を負わない。WBCSD, エコ・パテントコモンズ理事会, 会員, および特許不行使宣言者は, 相互にそして実施者に対して, コモンズの成功, 開放された特許の有効性および権利行使性, コモンズプログラム運営の無謬性, 特定の特許分類や他の者により実施された特定の製品・サービス・部品が環境保全に有益であること, 特許化された技術が安全で有効に使用し操作し実装ができることを, 保証し表明するものではなく, また, 特許化された技術を使う者は, 自らその使用に対して責任を負い, ここに特許不行使宣言者および関連会社に対して開放特許の使用に関連するいかなる形の責任も免除する。
- コモンズは, 非法人非営利の団体である。

## 注)

- 1 本稿は, エコ・パテントコモンズ団体・企業の承認を得た正式なものではなく, ここで記したものは筆者がとりまとめ, 見解を述べるものである。
- 2 IBMエネルギーと環境への取り組み: <http://www-06.ibm.com/jp/ibm/green/>
- 3 <http://www-06.ibm.com/jp/company/gio/index.html>
- 4 <http://www.wbcسد.org>
- 5 <http://www.wbcسد.org/web/epc/>
- 6 IBMが2005年に行ったオープンソースコミュニティに対する500件の特許開放 (<http://www-06.ibm.com/jp/press/2005/01121.html>) では, オープンソースソフトウェアとしてプログラムを世の中に提供することを条件として権利不行使を宣言しており, これによってオープンソースソフトウェアの発展を図ろうとするものである。
- 7 GPL v3など種々のオープンソースソフトウェアのライセンスでも採用されている。
- 8 <http://www.oasis-open.org/who/intellectualproperty.php>
- 9 IBM (Software Interoperability Specification) <http://www-03.ibm.com/linux/ossstds/isplist.html>  
マイクロソフト (Patent Pledge for Open Source Developers) <http://www.microsoft.com/interop/principles/osspatentpledge.msp>  
サン・マイクロシステムズ <http://www.oasis-open.org/committees/office/ipr.php>
- 10 [http://www.wbcسد.org/web/projects/ecopatent/Eco\\_patent\\_Updated\\_June2010.pdf](http://www.wbcسد.org/web/projects/ecopatent/Eco_patent_Updated_June2010.pdf)
- 11 <http://www.wbcسد.org/templates/TemplateWBCSD5/layout.asp?type=p&MenuId=MTU2Mg&doOpen=1&ClickMenu=LeftMenu>
- 12 <http://www.wbcسد.org/web/projects/ecopatent/EcoPatentCommons-QA-Japanese.pdf>
- 13 <http://www.wbcسد.org/web/projects/ecopatent/EcoPatentGroundRules.pdf>
- 14 本翻訳は, 筆者の責任において翻訳したものであり, WBCSD が承認したものではない。正確な文面は原文を参照されたい。